

自動ドア保守点検業務委託仕様書

この仕様書は、山梨県立中央病院の自動ドア保守点検業務委託に適用し、契約書のほか本仕様書により作業を実施するものとする。

1 対象設備

1) 自動扉の主設備・・・詳細は仕様書別紙「点検設備一覧」を参照。

2) 上記設備の付帯設備

なお、自動扉の増築または撤去等により、対象設備の増減が生じた場合、保守点検対象設備は甲乙協議して定めるものとする。

2 保守点検業務の範囲

1) 自動扉開閉装置 駆動部 (ドアエンジン・プーリー・連結ベルト)

2) 自動扉開閉装置 懸架部 (ドアハンガー・ハンガーレール)

3) 自動扉開閉装置 制御部 (コントローラー・配線モジュール)

4) 自動扉開閉装置 検出部 (起動センサー・補助センサー)

5) 自動扉開閉装置 その他 (オプション品)

3 保守点検業務の内容

1) 定期点検整備

- ・乙は甲が指定した回数(1回/年)対象設備を点検し、障害の予防保全に努める。
- ・点検の時期は7月から9月までの間の木・金・土曜日で実施を予定とするが、詳細は甲乙協議のうえ決定するものとする。
- ・製造物責任の所在を明確にさせることと点検整備後の一貫した保証をもたせることを目的に、対象設備の製造メーカーの製品を熟知し、設計設置の経験及びその集積をもつ技術員が作業を行うものとする。
- ・技術員は、自動ドア施工技能士(厚生労働省認定)の資格を有する技術員、または自動ドア施工技能士から指導を受けた技術員が作業を行うものとする。

[定期点検整備項目]

区分	詳細
作動履歴の確認	累計開閉回数、サーマル作動回数、セーフティ発生回数
自己診断エラーの確認	無負荷エラー、サーマル作動、モーターエラー、エンコーダーエラー、断線エラー、連続セーフティエラー、内部RAM/EEPROMエラー、センサー入力エラー、センサー不具合エラー、電気錠作動エラー、NET通信エラー、NET機器接続エラー
各種設定の確認	開速度、閉速度、開き保持時間、各種トルク、クッション速度および距離、開閉セーフティ感度
サッシ部点検	無目点検カバー取付状態、ガイドレール内の状態、扉の状態、振れ止め・扉ガイドの取付状態、指はさみ防止対策、各部適正隙間確認
懸架部点検	ハンガーレール、ドアハンガーの汚れ・摩耗・損傷、踊り止めの隙間、ストッパー・ハンガーレール・ドアハンガーの取付状態
動力作動部点検	手動開閉動作および異音の有無、ドアエンジンの取付状態、駆動軸の変形・摩耗、プーリーの変形・摩耗、ベルト・チェーン・ワイヤーの張り・摩耗および取付状態
制御装置点検	各種設定通りに動作しているか確認(開速度、閉速度、開き保持時間、クッション動作)
センサー部点検	センサー検出範囲及び感度、補助センサー作動状況
電気回路	総合動作(通常動作・反転動作)、配線の支持・接続状態および被膜の亀裂有無、電源電圧、絶縁抵抗
電気錠	電気錠の作動状況
その他	ステッカー・警告ラベル、故障時連絡シール

※機種・仕様により点検項目と取得できる情報は異なる場合には、この限りでない。

2) 保守部品

- ・乙は本装置の点検において、別途部品交換を必要とする箇所を発見したときは、直ちに甲に報告し対応を協議するものとする。なお、交換部品に関しては、本装置のメーカー純正部品(新品)を使用するものとする。

- ・乙は、本装置のメーカー純正部品が製造中止となった場合、甲に対し速やかに通知するものとする。

4) 記録及び報告

①記録（保存・保管）

- ・乙の点検担当者は、本装置の点検実施日、設置場所、点検機種名、点検内容の結果並びに修理を必要とした場合の措置内容を点検報告書に記録する。
- ・乙は本装置のセンサーの各設定（エリア範囲等）、コントローラーのパラメータ設定値を変更した場合、必ず甲の施設管理担当者に報告承認後、点検報告書に記録する。
- ・点検報告書の保存・保管期間は、保存3年・保管7年とする。

②報告

- ・点検（修理）の結果を点検報告書（修理報告書）に記入し、速やかに甲の施設管理担当者に報告するものとする。
- ・点検結果に従って本装置の修理措置を行う場合は、甲の施設管理担当者に承認を受けるものとし、作業後に改めて甲の施設管理担当者に報告し、修理作業完了の承認を受けるものとする。

4 保守点検業務における費用の負担区分

- 1) 本装置の定期点検の技術員の技術料及び諸経費は乙の負担とする。
- 2) 保守点検において、性能回復を目的とした次の部品等の交換費用は乙の負担とする。
 - ・本装置のヒューズ
 - ・潤滑油
 - ・標準ライナー
 - ・ボルト類、ビス類
 - ・タッチスイッチ用電池
- 3) 上記2) 以外の取替え部品費用及び取替え作業費及び諸経費は甲の負担とする。ただし、実施する場合は事前に甲の施設管理担当者に承認を受けるものとする。

5 その他

- 1) 作業が完了したときは、その都度、作業報告書1部を速やかに提出すること。
- 2) 乙は作業中の記録として適宜写真を撮影し、甲に提出するものとする。
- 3) 保守作業により生じた発成品、その他残材等は乙が責任を持って処分すること。
- 4) 作業現場の整理整頓に努めること。
- 5) 当院敷地内は禁煙のため、敷地内での喫煙は禁止する。
- 6) その他これに定めていないものでも疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。